

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(當日は、
休きに當そ)

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

目 次

◆規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

◆告 示 自衛官の募集

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地収用法による土地の立入り(二件)

鳥取県指定代理金融機関の一部改正

◆企業管理規程 鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規

◆公 告 消防設備士試験の合格者

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年九月二十八日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第五十八号

別表第四号中「二万円」を「四万円」に改め、同表第五号中「一万四千円」を「三万円」に改め、同表第六号中「六千円」を「一万三千円」に改め、同表第七号中「三百円」を「千五百円」に改め、同表第八号及び第九号中「百円」を「五百円」に改め、同表第十号中「百五十円」を「七百五十円」に改め、同表第十一号中「百円」を「五百円」に改め、同表第二十九号中「三千円」を「九千円」に、「千円」を「三千円」に改め、同表第二十六号及び第二十七号中「三千円」を「九千円」に改め、同表第三十号中「千円」を「三千円」に改め、同表第二十九号中「四百円」を「一千円」に改め、同表第三十号中「二千円」を「六千円」に改め、同表第三十一号中「百円」を「五百円」に改め、同表第三十二号中「訂正」を「書換え交付」に、「百円」を「五百円」に改め、同表第三十三号中「二百円」を「千円」に改め、同表第三十四号中「四百円」を「一千円」に改め、同表第三十五号中「千円」を「三千円」に改め、同表第三十六号中「百円」を「五百円」に改め、同表第三十七号中「二百円」を「千円」に改め、同表第三十八号中「百円」を「五百円」に改め、同表第三十八号の二中「三千円」を「六千円」に改め、同表第四十一号中「二千円」を「八千円」に改め、同表第四十二号中「千円」を「四千円」に改め、同表第四十三号から第四十五号までの規定中「千五百円」を「六千円」に改め、同表第四十六号中「三千円」を「一万二千円」に改め、同表第四十七号中「さく取」を「搾取」に、「三千円」を「一万二千円」に改め、同表第四十八号中「

「三千円」を「一万二千円」に改め、同表第四十九号及び第五十号中「千円」を「四千円」に改め、同表第五十号の二中「三千円」を「一万二千円」に改め、同表第五十一号中「千円」を「四千円」に改め、同表第五十二号中「三千円」を「一万二千円」に改め、同表第五十三号中「千円」を「四千円」に改め、同表第五十四号中「せり売」を「競売り」に、「三千円」を「一万二千円」に改め、同表第五十五号中「ねり製品」を「練り製品」に、「二千円」を「八千円」に改め、同表第五十六号中「食品冷凍冷蔵業」を「食品の冷凍又は冷蔵業」に、「三千円」を「一万二千円」に改め、同表第五十六号の二及び第五十七号中「三千円」を「一万二千円」に改め、同表第五十八号中「千五百円」を「六千円」に改め、同表第五十九号中「三千円」を「一万二千円」に改め、同表第六十号中「千五百円」を「六千円」に改め、同表第六十一号及び第六十二号中「三千円」を「一万二千円」に改め、同表第六十三号から第六十六号までの規定中「二千円」を「八千円」に改め、同表第六十七号から第六十九号までの規定中「千五百円」を「六千円」に改め、同表第七十号から第七十一号の二までの規定中「三千円」を「一万二千円」に改め、同表第七十一号の三中「四百円」を「一千円」に改め、同表第七十一号の四中「二千円」を「三千円」に改め、同表第七十一号の五中「百円」を「五百円」に改め、同表第七十一号の六中「三百円」を「千円」に改め、同表第七十二号中「六十円」を「百五十円」に改め、同表第七十三号中「百円」を「二百五十円」に改め、同表第七十四号中「三十円」を「百円」に改め、同表第七十五号中「千五百円」を「六千円」に改め、同表第七十六号中「八百円」を「三千円」に改め、同表第七十八号中「千五百円」を「六千円」に改め、同表第七十九号中「七百円」を「三千円」に改め、同表第八十号中「三千円」を「一万二千円」に改め、

同表第八十一号から第八十四号までを次のように改める。

八十一 あん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又三千円

は柔道整復師の試験手数料

は柔道整復師の免許手数料

手数料

あく専門士サルシ指前免許証はり師免許証若しくはきゆう師免許証又は柔道整復師免許証の再交付手数料

別表第九十一号中「二百五十円」を「一千二百円」に改め、同表第九十二号中「四百円」を「二千円」に改め、同表第九十三号中「一百円」を「千円」に改め、同表第九十四号中「書換」を「書換え」に、「百円」を「五百円」に改め、同表第九十五号中「二百円」を「千円」に改め、同表第九十六号中「四百円」を「一千円」に改め、同表第九十七号中「二千円」を「四千円」に改め、同表第九十八号中「百円」を「五百円」に改め、同表第九十九号中「書換」を「書換え」に、「百円」を「五百円」に改め、同表第一百号及び第一百一号中「二百円」を「千円」に改め、同表第一百二号中「四百円」を「二千円」に改め、同表第一百三号中「三千円」を「六千円」に改め、同表第一百四号中「百円」を「五百円」に改め、同表第一百五号中「書換」を「書換え」に、「百円」を「五百円」に改め、同表第一百六号及び第一百七号中「二百円」を「千円」に改め、同表第一百八号中「四百円」を「二千円」に改め、同表第一百九号中「四百円」を「千円」に改め、同表第一百十

号中「百円」を「五百円」に改め、同表第百十一号中「四百円」を「二千円」に改め、同表第百十二号中「二百円」を「千円」に改め、同表第百十三号中「四百円」を「二千円」に改め、同表第百十四号中「四百円」を「一千円」に改め、同表第百十五号中「書換」を「書換え」に、「百円」を「五百円」に改め、同表第百十六号中「二百円」を「千円」に改め、同表第百十七号中「四百円」を「千円」に改め、同表第百十八号及び第百十九号中「書換」を「書換え」に、「百円」を「五百円」に改め、同表第百二十号及び第百二十一号中「二百円」を「千円」に改め、同表第百三十四号中「千円」を「三千円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十一年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十一条の規定による営業の許可を受けている者がこの規則の施行の日から起算して三年（許可の有効期間が二年のものにあつては、二年）を経過する日までの間に当該許可の更新を受けようとする場合における許可申請手数料の額は、改正後の鳥取県手数料徴収規則別表第四十号から第七十一号の二までの規定にかかわらず、それぞれこれらの規定に定める額の二分の一に相当する額とする。

鳥取県告示第七百五十二号
自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第一百四十四条及び第一百

十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十一年度第三次自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月二十八日

鳥取県知事 平林鴻

三

一 募集期間

昭和五十一年十月一日から昭和五十一年十二月三十一日まで。

二 試験期日

募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町一八の三 自衛隊鳥取地方連絡部
倉吉市巖城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所
米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

四 その他

(一) 応募資格

採用予定期月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査

鳥取県告示第七百五十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 指 定 年 月 日 | 名 称 | 所 在 地 |
|--------------|--------|--------------|
| 昭和五十一年九月二十二日 | 山口外科医院 | 米子市夜見町二七八六の四 |

- 一 起業者の名称
日本鉄道建設公團
- 二 事業の種類
智頭線鉄道建設
- 三 立ち入ろうとする土地の区域
東伯郡関金町大字堀、大字今西及び大字山口地内
- 四 立ち入ろうとする期間
昭和五十一年十月十日から昭和五十二年十月九日まで

鳥取県告示第七百五十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十二条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称
日本鉄道建設公團

- 二 事業の種類
智頭線鉄道建設

- 三 立ち入ろうとする土地の区域

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十二条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 四 立ち入ろうとする期間
昭和五十一年十月一日から昭和五十二年九月三十日まで

鳥取県告示第七百五十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百四十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十一年十月一日から施行する。

昭和五十一年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号の表の株式会社鳥取銀行の本店の項中「鳥取県立鳥取工業高等学校」を削り、同表の株式会社鳥取銀行の鳥取東支店の項の次に次のように加える。

| | | |
|-------|--------|--------------|
| 鳥取南支店 | 鳥取市正蓮寺 | 鳥取県立鳥取工業高等学校 |
|-------|--------|--------------|

企業管理規程

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十一年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和51年9月28日

鳥取県企業管理規程第一号

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程
鳥取県営企業財務規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第八号）

の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十六条の二」に改める。

第三章第三節中第二十六条の次に次の二条を加える。

（支出事務の委託）

第二十六条の二 知事は、令第二十一条の十一第一項の規定により、支出の事務の委託をしようとするときは、委託の目的、支払の時期又は期間、記録管理の方法、契約違反があつたときの措置、報告の義務その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

2 前項の委託を受けた者は、契約に定めるところにより、その支出の結果を出納員に報告しなければならない。

附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。

公 告

昭和51年7月30日及び8月30日に実施した消防設備士試験の合格者は、

次のとおりである。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和51年9月28日

甲種第一類

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 浦島 清吉 | 長谷川友保 | 柴田 直樹 | 森岡 忠男 | 山本 久雄 |
| 浜橋 容子 | 石田 克志 | 河本 弘行 | 西本 研一 | 福田 正美 |

| | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 田中 克己 | 吉田 孝二 | 村岡 剛 | 村岡 義人 | 中村 重昭 | 上品 和夫 | 生田 哲男 | 清水 照雄 | 谷川 照夫 | 小椋 敏行 |
| 池原 格 | 入江 進 | 伊賀奈 優 | 本田 孝 | 中野 秀保 | 坂本 幸親 | 小出 憲明 | 大本 義雄 | | |
| 井口 信正 | 田口己津雄 | 吉田 峰雄 | 中瀬 和春 | 田中 篤美 | 乙種第二類 | | | | |
| 竹内 武 | 田中 進 | 中住 正躬 | 金沢 敏治 | 木谷 清人 | 下山 武男 | | | | |
| 田中 一夫 | 浜田 健次 | 足立 充弘 | 小林 孝志 | 橋本 修二 | 乙種第三類 | | | | |
| 梅原 清秋 | 宮崎 文男 | 尾崎 潔 | 前田 行康 | 藤井 高田 | 村上 義明 | 夏井 類雄 | 岡田 浩二 | | |
| 徳本 洋一 | 宿見 昇 | 小藤 猛雄 | 井田 知明 | 高田 渉 | 田中 猛 | 村中 正道 | 吉澤 潤 | 宇田川寛良 | |
| 山口 勝 | 天満 博 | 綿村 賢治 | | | 千代田 修 | 吉村 隆彦 | 四木 忠克 | 稻村 晴雄 | |
| 島崎 正弘 | 坂本謙次郎 | 谷本 正敏 | 高木 公明 | 荒川 渥 | 乙種第六類 | | | | |
| 甲種第三類 | | | | | 乙種第七類 | | | | |
| 谷本 正敏 | 高木 公明 | 中野 邦彦 | 山本 準二 | 渡繪 修 | 岡田 栄一 | 深坂 寛 | 西尾 洋一 | 木下 忠 | 村山 嘉次 |
| 守山 康仁 | 浜田 健次 | | | | 沢 美智夫 | 伊藤 康男 | 杉山 博務 | 田栗 英雄 | 奥村 正美 |
| 甲種第四類 | | | | | 山本 実 | 森田 清則 | 籐 峰明 | 日置 和弘 | 稻村 晴雄 |
| 千代田 修 | 涌島 清吉 | 村山 嘉次 | 野津 恵雄 | 田栗 秀雄 | 島崎 正弘 | 加藤貢一郎 | 安田 吉美 | 加藤 早美 | 三好 洋祐 |
| 杉山 博務 | 深坂 寛 | 伊藤 康男 | 沢 美智夫 | 西尾 洋一 | 加藤 義明 | | | | |
| 西尾 正博 | 山本 寒 | 小林 秀良 | 籐 峰明 | 日置 和弘 | | | | | |
| 吉村 隆彦 | 木浪 哲夫 | 前田 博美 | 北山 定美 | 田村 隆夫 | | | | | |
| 西村 隆一 | 石川 善憲 | 横山 澤範 | 原 進 | 金山 幸治 | | | | | |
| 加藤貢一郎 | 安田 吉美 | 加藤 早美 | 三好 洋祐 | 大江 民樹 | | | | | |
| 石崎 満 | 赤井 優 | | | | | | | | |
| 乙種第一類 | | | | | | | | | |
| 神原 勝實 | 岡田 浩二 | 夏井 類雄 | 村上 義昭 | 宮部 義明 | | | | | |
| 忠岡 剛毅 | 沢 寿則 | 渡辺 正昭 | 笠田 紘史 | 松本 邦男 | | | | | |